坂戸市　維持管理課　道路維持係

事故復旧に係る手続きについて

坂戸市からの事務手続き

申請者からの事務手続き

西入間警察署からの事務手続き（参考）

※1　申請及び完了までの手続きは、次の①～⑫の順序で進めてください。

※2　④「事故復旧に係る指示書（押印あり）」の交付までは復旧内容の確定はしていません。
工事の内容に係る指示は、「事故復旧に係る指示書（押印あり）」に従ってください。
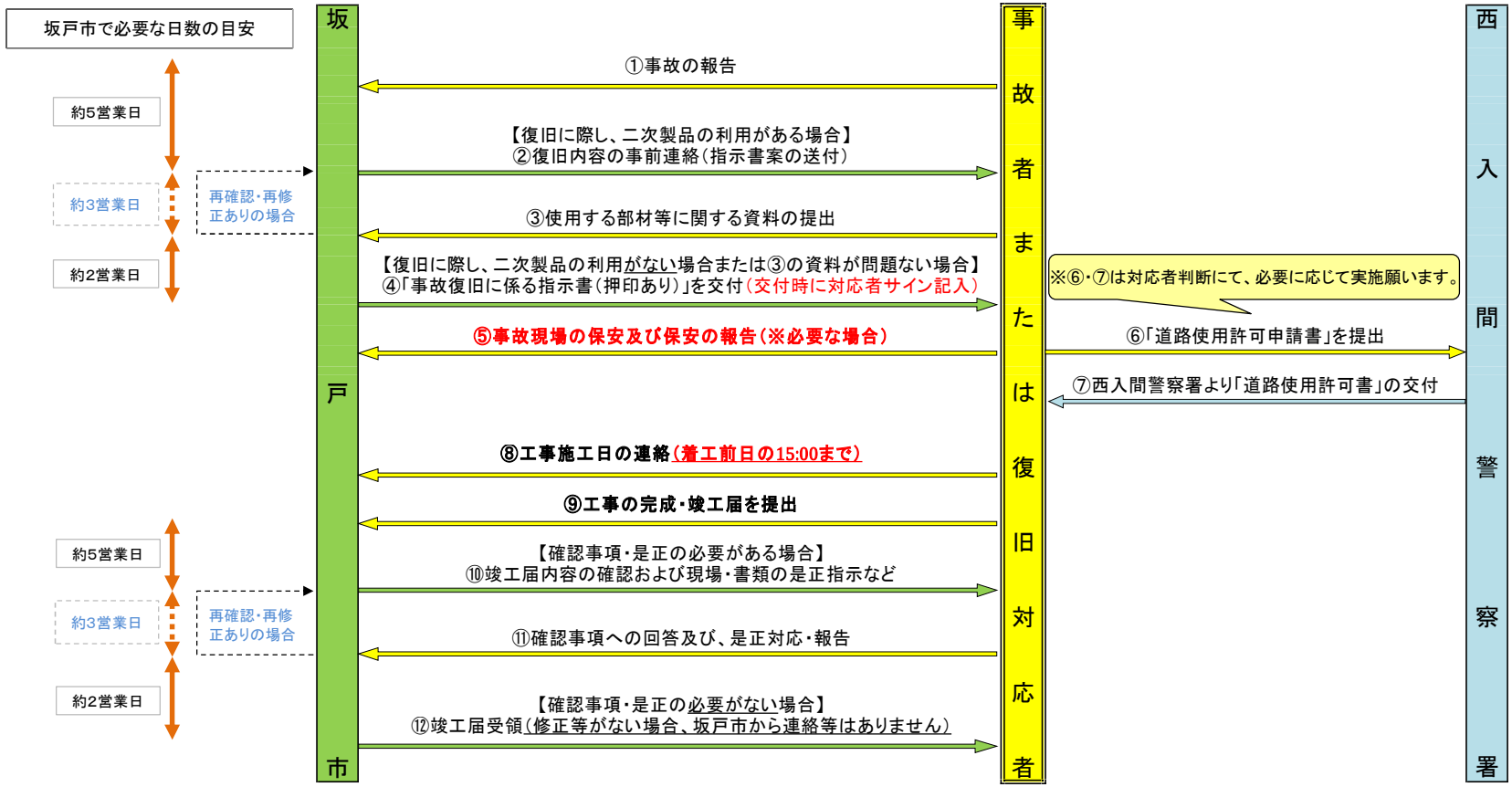
※3　②・④時点で指示内容が現地で施工できない等の問題が生じた場合は、坂戸市へご連絡願います。